



## も く じ

- 1 表紙
- 2 「道の駅」  
竜北ウォーキング2019
- 3 健全化判断比率・資金不足比率公表
- 4 ごみ減量化宣言
- 8 まち・ひと・しごと  
創生総合戦略アンケート結果
- 10 すくーるらいふ（氷川中学校）
- 12 まちのわだい
- 16 氷川町公式LINEを開設しました  
氷川町産の畳表で  
畳の張替しませんか？
- 17 地域学校協働活動本部だより
- 18 けんこうだより
- 19 暮らしの情報
- 25 人権啓発コーナー／八火図書館だより
- 26 立神峡だより
- 27 町民文芸
- 28 伝言板／定住自立圏イベント情報
- 29 カレンダー
- 30 ひかわっ子写真館／ひとのうごき

# 氷川町の自然に触れ 秋を感じる

## ～「道の駅」竜北ウォーキング2019～

11月2日（土）、竜北公園をスタート・ゴールに氷川町内を巡る、「道の駅」竜北ウォーキング2019を開催しました。5kmと10.5kmの2コースを設け、町内外から約300人が参加しました。

当日は暖かい陽気に恵まれ、参加者は、コース途中のみかん畑など氷川町の魅力を感じられる風景を楽しみながら、それぞれのペースでゴールを目指しました。ゴール後は参加賞の氷川町産みかんや晩白シュウなどの配布や、ひかわツーリズムクラブによる豚汁の振る舞いも行われ、秋の氷川町を満喫できた一日となりました。

来年も多くのご参加お待ちしております。



▲5kmコーススタート！



▲梨園の中も歩きます



▲お茶とみかんでおもてなし



▲ゴールまであと少し



▲水がきれい感動



▲お土産はみかんと晩白シュウ



▲みかん畑を歩いて秋を感じます

## 平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と、公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表しなければなりません。

氷川町の平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりで、いずれの指標についても**早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。**

なお、公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです。（①～④を総称して健全化判断比率といいます。）

### 【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
<b>健全化判断比率</b>	-%	-%	5.2%	30.4%
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	40%	35%	

### 【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	-%

### 【用語解説・解説】

#### 実質赤字比率

一般会計など（氷川町の場合は一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の赤字の程度を指標化したものです。**本町は黒字のため該当なしとなっています。**

#### 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）

町の全ての会計（実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道事業特別会計を加えたもの）の赤字の程度を指標化したものです。**本町は黒字のため該当なしとなっています。**

#### 実質公債費比率（公債費などの比重を示す比率）

町の一般会計の支出のうち、借入金（地方債）の返済額およびこれに準じるもの（一部事務組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など）にどれだけ充てられているのかを示す比率です。この値は過去3か年（平成28～30年度）の平均値です。

**本町は5.2%で、早期健全化基準の25%以上には該当していません。**

#### 将来負担比率（借入金残高のほか将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）

町の一般会計などが将来的に負担することになっている実質的な負債（借入金の返済など）にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する比率で、将来財政の圧迫度合いを示す指標です。

**本町は30.4%で、早期健全化基準の350%以上には該当していません。**

#### 資金不足比率（公営企業ごとの資金不足額の比率）

公営企業会計における資金不足額（※1）の事業規模（※2）に対する割合です。

※1 資金不足額…一般会計などの実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額

※2 事業規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益などに相当する額

**本町の下水道事業特別会計は資金不足額がないため、該当なしとなっています。**

#### 早期健全化基準

財政運営上の黄色信号で、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

#### 財政再生基準

財政運営上の赤信号で、健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は「財政再生段階」（従来の財政再建団体）となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額や住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

【お問い合わせ】企画財政課 財政係 ☎0965-52-5850